

大子町と akipa 株式会社との連携協力に関する協定書

大子町（以下「甲」という。）と akipa 株式会社（以下「乙」という。）は、乙の提供する予約制駐車場シェアリングサービス「akippa」（以下「akippa」という。）の活用を通じて、第1条に掲げる目的を推進するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力をを行い、「akippa」の活用を通じて、町内の遊休スペースを有効活用することで、駐車場不足・違法駐車など町民及び観光客の駐車場に関する課題の解消を図るとともに、町民生活の利便性向上及び観光誘客の促進に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に関する企画、実施等について連携し、協力するものとする。

- (1) 町内において、「akippa」のサービス・事業を積極的に展開すること。
- (2) 本取組について、相互の広報又はネットワークを活用して積極的に発信すること。
- (3) 甲の未利用地の一部について、「akippa」を通じた活用を検討すること。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、双方から提供された情報その他本協定に基づいて知り得た一切の情報（公知の事実を除く。）を本協定の目的以外に使用しないものとし、これを第三者に開示し、又は漏洩しないものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも何ら申出がない場合は、更に1年間、有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第5条 甲又は乙が、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、当事者間で協議の上、両者の合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、

甲乙間で協議して定めるものとする。また、甲乙間で本協定の解釈等につき疑義又は紛争が生じた場合は、両者誠意をもって協議し、解決に努める。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年7月21日

甲 茨城県久慈郡大子町大字北田気662番地
大子町長 高 梨 哲 彦

乙 大阪府大阪市浪速区難波中2丁目10番70
なんばパークスタワー14階
akippa 株式会社
代表取締役 金 谷 元 気
代理署名 専門役員 大 塚 康 広